

平成 24 年度 第 2 回 評議員会議事録

1. 開催日時 平成 24 年 5 月 29 日(火) 午後 2 時 ~ 3 時 15 分
2. 開催場所 ウェルピアかつしか 1 階 ボランティア活動室・社協研修室
3. 出席者数 評議員 34 名 理事 13 名 監事 2 名

司会者が、出席評議員数が過半数に達したので、定款第 15 条第 7 項により評議員会が成立した旨宣言し、会議に入った。

新任評議員の紹介、秋山社会福祉協議会会長及び青木社会福祉協議会名誉会長あいさつの後、司会者より議長選出について諮ったところ、司会者一任の声があったので、小川悦子 評議員を議長に指名した。小川評議員が議長席に着き議事に入った。

小川議長あいさつの後、議事録署名人 2 名の選出について諮ったところ、議長一任の声があったので、中村 清 評議員・伊藤 和利 評議員の 2 名を指名した。

次いで議事に入った。小川議長は議案第 1 号「平成 23 年度事業報告並びに収支決算について」及び議案第 2 号「監査報告について」の 2 件を上程し、事務局の説明を求めた。

事務局が平成 23 年度事業報告及び収支決算の詳細について説明を行った後、安田監事は平成 23 年度一般会計及び特別会計の収支決算書及び財産目録並びに執行状況について監査の結果、過誤のないことを認めた旨、報告した。

小川議長が、議案第 1 号及び第 2 号について場内に質問、意見を諮ったところ、次のような質疑と回答が交わされた。

A 評議員

4 ページの共同募金配分金収入で、平成 21 年度の共同募金実績とパーセンテージが出ているが、平成 23 年度決算の中でこの 21 年度実績が掲載されていることについて説明願いたい。

事務局

共同募金会からの配分金につきまして、平成 23 年度に入ってくる配分金ですが、以前の B 配分と言われるものは、保育所や小規模福祉作業所、福祉施設などに支給されていたものであり、前々年度の実績の 40%と定められている。それから 25%と記載しているものですが、これは社会福祉事業や社協を通じた団体等への助成と目的が定められている。これが前年度の 25%となっている。したがって、募金のうちの 65%が何らかの形で地域に戻っているということになる。その他にも募金協力団体や小地域福祉活動などへの配分もされている。

このように定められていることから、平成 21 年度実績の 40%、22 年度の 25%及び特別事業費配分金収入を加えて、13, 649, 180円が収入実績となったものである。

A 評議員

そうすると、毎年の配分金収入の実績というのは、トータルで 65%と見てよろしいか。

事務局

そのとおりである。

A 評議員

次に社会福祉基金等の運用利息についてだが、葛飾区の場合には同じような基金はあるが、特定目的という形で運用されている。この中で、20 年国債が 3 本、トータルで 4 億 6 千 8 百万、10 年国債が 2 本で 1 億 9 百万となっている。特に 20 年という国債がはたして現在の経済状況から考えてどうかと疑問を感じるのだが、その点についてどうお考えか。

事務局

国債については年数が少なければ、利息が少なく、年数が長くなれば利率が上がってくる。ですから、年数に限らず、国債の格付けはつまり日本国の格付けであるため、内容的には同等のものと考えている。

A 評議員

ヨーロッパにおいては、この国債の危機的な状況が取りざたされているので、この点については、専門家の方々の意見を十分に聞いたうえで、検討していただきたいと考えている。

それから、今回の収入について予算現額と決算額の数字を見ると、会費収入は増えているようだが、それ以外の収入は大変厳しい状況である。あるいは、補助金なども考えてみると、今後社会福祉協議会の様々な事業の中での見直しということを検討していかなければならないと思うが、その点についてはどうお考えか。

事務局

当然のことながら、社会福祉協議会としても自分たちが行っている事業についても、真摯に見直しをして、やるべきこと、改正すべきこと、そういったことには手を付けていかなければならないと考えている。また、平成 24 年度については事業評価を外部委員を招き、実施することを予定している。

A 評議員

おそらく、今後大幅に活動や事業が推進されてくるのは、特にボランティア事業について

ではないかと思う。特に社会福祉協議会では行政側にとって、このボランティア事業が大きな役割を担っている訳なので、やるべき事業については濃淡をつけてやっていくべきではないかということ意見を意見として述べておきたい。

B 評議員

ひとり暮らし高齢者毎日訪問について、緊急時には民生委員等の協力を得て調査を行ったとあるが、その調査結果が353件ということで間違いはないか。

事務局

全てのケースにおいて民生委員の調査を行ったということではない。全ての調査が353件、その内の何件かを民生委員に依頼したという内容である。

B 評議員

そうすると、年間353件ということはだいたい1日1件の調査ということになると思うが、それほど民生委員は緊急時に協力はしていないということなのか。

事務局

民生委員にお願いする時とは、本当に緊急事態でどうしようもないという状況である。一般的には社協に調査依頼が入り、電話で確認を行うというケースが主なものであり、昨年民生委員にお願いしたケースでは、瀕死の状態に救急車で運ばれ命を救われたとか、寝たきりになって何日間も食べないで暮らしていたなど、こういった時には民生委員に調査をお願いしてきた。

B 評議員

そうすると、民生委員が出てくるということは相当危ない状況だということですね。例えば、救急車に乗って病院に行ったとして、たらい回しにあってとんでもない場所へ行くことも考えられる。そうした時に、夜間で呼ばれて行くという可能性もあると思うが、帰ってくる時にタクシーを使って帰ってきたとしたら費用弁償などは出ているのか。

事務局

個々の費用弁償としての規程は設けてはいないが、もし、そういったことがあれば検討させていただきたい。ただ、一般的には年間の調査費という一律の形で皆さんに支給させていただいている。

B 評議員

救急車などで出て行き、帰ってくる時に電車がいない。そうした時、タクシーで帰った場合はどうするのかという話が民児協でも出ているので、社協がどのように考えているのかという点を確認させていただいた。そうすると、調査費の中で支給されているということで解釈してよろ

しいか。

事務局

そのように解釈いただければと思う。

B 評議員

では、将来的に民生委員が領収書などを持って行って、費用弁償などを出すということなどは考えてはいないということか。

事務局

イレギュラーなケースの場合、当然民生委員さんにご負担をいただくことになって、社協の方で何らかの措置を考えなければならないと思っている。

C 評議員

議案の第1号、第2号については、いずれも了という立場で何点かお伺いしたい。

まず、収入決算について、受託金収入の中の(1)区事業受託金収入では、その決算率が80.3%となっている。この決算率については各事業に色々と事情があったとは思っているのだが、この点について事務局としてはこの数字をどのように受け止めているのか考えを伺いたい。

事務局

収入率について80.3%となっているが、予算に対しての収入率である。受託金については実績見合であるため、実績が当初の予定に届かなかったということになるので、いただいた収入については100%ということになる。

C 評議員

事業に見合った受託金という説明があったが、その通りだと思う。ただ、支出の部分については、手話通訳派遣事業、いきいきふれあいサロン事業、移動支援事業が該当すると思うのだが、この執行率に関してはどのように手ごたえを感じ、今後どのような運営をされるのか、また、今後も継続するのか、廃止するのか。廃止する事業があるのであれば、その廃止に至る経緯などをお聞かせいただきたい。

事務局

受託事業については、受託金だけで収めるということではなく、利用者の拡大を図るため、事業のPRに努めている。ただし、ガイドヘルプ事業については、昨年、自立支援法の改正に伴い、事業のやり方が変わったところである。今までは地域支援という形で行ってきたガイドヘルプ事業、つまり移動支援事業だが、これを自立支援事業という形で全国一律にしたものである。それに伴い、対象が拡大し、ガイドだけでなく、介護などでもできるようになった訳だ

が、社会福祉協議会は移動支援事業という形で実施してきており、これが同行援護という事業に変わり、事業者の方もある程度資格を持たなければならないという条件がついた。そのために、22年度を持って、社会福祉協議会の方ではこの事業から撤退するという事で廃止をしたものである。葛飾区の方では昨年10月1日から6ヶ月間の経過措置を取り、その間に民間事業者への移行を進めてきたため、社協の利用者も減少してきたところである。

C 評議員

ガイドヘルプ事業については、社会福祉協議会としてやるべき領域を超えて、法律の施行もあり、葛飾区にお返しするというか、やるべきところで執行するというような解釈でよろしいか。

事務局

多くの民間業者があり、そちらにお願いするものである。

C 評議員

ひとり暮らし高齢者毎日訪問について、高齢者の孤独死など社会現象化されている中で、非常に重要な事業を社会福祉協議会が担っていると感謝しているところであるが、この事業の登録者数の推移についてはどうなっているのか伺いたい。

事務局

登録者数については、毎年同じような形で推移しているが、新規登録者は年間で120人から150人となっている。ただし、お亡くなりになったり、入院などにより取り消しとなる人数も同じくらいの数となっている。そのため、毎年登録者は増加してはいるが、トータルで見ると同じくらいの数で推移している。

C 評議員

登録者数が増えてこないというのは、何か原因があるのか。例えば、自己負担が1本10円となっているが、これを完全に無償化することにより、利用者の拡大が図られるのであれば、予算措置も考えなければならないのではないか。ただし、自己負担をさせていただいているからこそ、登録者の自覚に基づき、事業が成立しているという考え方も一方ではあると思う。短絡的に考えるのは良くないとは思いますが、今の事業の現状でもう少し手を加えとか、葛飾区に応援してもらおうとか、何かの要因をプラスすることによって、登録者数の拡大を図ってはどうか。これは、元気であることを確認する事業だとは思いますが、不幸にしてお亡くなりになって時間が経過してから発見されただとか、そういう事例もあると思う。そういった報告もいただきたいが、まずは何を手を加えて、どこにアプローチするかということを考え、登録者数を増やしていくことで、セーフティネット、人の絆や連帯をこの事業を通して広げられるというものがあれば、お聞かせいただきたい。

事務局

まず、対象を70歳以上という形で今まで進めてきたが、利用者の拡大を図れませんでした。そういう意味では、地域包括支援センターや民生委員、ヘルパーの皆さんに、該当する方がいれば手続きをお願いしてきたところである。なかなか自分で手続きをされる方は少ないので、ヘルパーなどを通じて申請される方もいらっしゃる。そして、平成24年度からはこれまでの70歳以上から65歳以上と対象を拡大し、なおかつ、お住まいの500メートル以内に親族がいらっしゃらない方としていた条件を撤廃しました。65歳以上の方であれば、どなたでも該当するという形で制度の拡大を図り、対象者を増やしていきたいと考えている。

C 評議員

代表的な事例についてもお聞きしたい。

事務局

実際に亡くなっているのを発見したということは、このところありません。一昨年のもので、緊急連絡先が大家さんになっていた利用者で、大家さんに家に入っていたところ、熱中症で倒れており、救急車で運んで、一命を取り止めた。それから昨年では、連絡が取れず、民生委員さんに調査を依頼した。最終的に親戚の方に来ていただき、中に入ったところ病気で臥せっていたところを発見し、大事には至らなかったというケースがありました。

C 評議員

社協における事業は、どれも地域において大切な事業だと考えておりますので、着実に推進していただき、どの事業においても人的資源を有効に活用して、どの団体とも連携を取って、円滑な事業の執行をお願いしたい。

D 評議員

シニア就業支援事業について、一般的に高齢者に対する就職支援はハローワークなどでも行っていると思うが、この事業を社会福祉協議会が行う意義をどのように考えているかお伺いしたい。

事務局

この事業は区からの受託事業である。ノウハウとして社協で行うことがどうかという議論はあると思うが、シニアセンターの中に事務所を借り、社協が地域福祉を進めるうえでこの事業を実施することにより、シニアの方が働いて収入を得て、自立するということは非常に大切なことだと考えている。特にシニアの方は1度離職をすると就職はなかなか難しいので、そういった点では雇用の促進をすることは大変意義のあることだと思っている。

D 評議員

生活の相談を受けることが多く、今日も生活保護の申請にいっしょに行った方がいるが、

大工をしていた方で無年金だった。仕事ができなくなり、生活保護を申請したが、高齢者といっても非常に元気がある。ところが年金をもらって生活をする方には、生活できるほどもらえないという方がたくさんいらっしゃる。そういう人たちの就職を斡旋するというのは非常に大事な事業だと考えている。なかなか就職に結びつかない方も多くいるので、これからに向けて何とかこの事業を拡大していくという点をお願いしたいが、どうお考えか。

事務局

もちろん100%求職者の方々に就職していただくことを目指している。求人と求職者との思いがミスマッチであったり、就業場所や時間などの点でなかなか就職に結びつかないということもある。できるだけ求人を多く確保し、求職者に提供し、就職できるよう努力していきたい。

D 評議員

社協の努力だけでできることではないと思っているが、ぜひ、そういった方たちを何とかなくてはいけないということは実際としての課題でもあるので、地域の中で生活が成り立ち、元気でいれば、違う面で地域の支えになってくると思われるので、ぜひ努力していただきたい。

小川議長が、議案第1号及び第2号について場内に質問、意見を諮ったところ、全員一致をもって賛成されたので、原案どおり可決、決定された旨宣した。

続いて小川議長は、報告第1号「評議員の辞任に伴う後任者の委嘱について」の1件を上程し、事務局の説明を求めた。

事務局は報告事項(1)今年度第1回理事会において、葛飾区自治町会連合会からの推薦者である 浜田 光男 氏、堀越 克夫 氏、松本 八郎 氏、横山 正一 氏の4名の新任評議員が決定した旨の報告を行った。

小川議長が、報告第1号について場内に諮ったところ、全員一致をもって承認された。

次に小川議長は、報告第2号「平成24年度地区別会費目標額について」の1件を上程し、事務局の説明を求めた。

事務局は、平成23年度地区別会費目標額については、昨年と同額の目標としたことを説明し、各地区への協力をお願いした。

小川議長が、報告第2号について場内に諮ったところ、全員一致をもって承認された。

小川議長は、以上をもって審議全部が終了した旨宣言し、議長を降任すると宣して議長席を降りた。

大谷社会福祉協議会副会長が閉会のことばをのべて、午後 3 時 15 分散会した。